

災害時における応急生活物資の供給に関する協定

石狩市（以下「甲」という。）及び関西ペイント株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における応急生活物資の供給に関する協定（以下「本協定」という。）を次のとおり締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、石狩市内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第2条第4項に定める武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）に、段ボール製ベッド・簡易トイレ・パーテーション等の応急生活物資（以下「物資」という。）の供給を甲が乙に要請する手続き等を定めることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時等において物資を必要とするときは、甲が指定する物資のうち乙が保有する物資の供給について、乙に協力を要請することができる。

2 前項の要請の手続きは、実施要請書（別記第1号様式）をもって行うこととする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話等の手段により要請することができ、甲は、事後、実施要請書（別記第1号様式）を乙に提出する。

（物資の供給）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、自己の業務に支障を来さない範囲で、自己が保有する物資の供給について積極的に努めるものとする。

（物資の運搬、引渡）

第4条 引渡場所までの物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。

ただし、乙は、引渡場所まで物資を運搬することが困難な場合には、その旨を速やかに甲に通知し、別途甲乙間で定めた引渡場所において、別途甲が指定する者に物資を引渡すものとする。

（報告及び承認）

第5条 乙は、本協定に基づき物資を供給したときは、実施報告書（別記第2号様式）により実施内容を甲に報告し、甲の承認を得るものとする。なお、甲が前記の承認を行わない場合、甲は、速やかにその理由を乙に通知するものとし、甲及び乙は、協議のうえその後の対応を取決めるものとする。

(費用の負担)

第6条 本協定に基づき乙が甲に供給した物資の対価及び乙が行った物資の運搬の費用（以下あわせて単に「費用」という。）については、原則として、甲が負担するものとし、第2条の要請の直前における通常の物資の価格又は物資の運搬の費用を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。

(費用の支払)

第7条 甲は、第5条の承認後、乙の請求に基づき、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(供給不能等)

第8条 乙は、やむを得ない事由により、本協定に基づく物資の供給が履行不能又は履行遅滞となったときは、甲に対し、速やかにその状況を報告しなければならない。

(体制の整備)

第9条 甲及び乙は、災害時等において円滑な協力を図れるよう、情報受伝達体制の整備に努めるものとする。

(情報交換)

第10条 甲及び乙は、平常時（災害時等以外の時をいう。）から相互の連絡体制及び物資の供給についての意見交換を行い、災害時等に備えるものとする。なお、連絡体制については連絡体制表（別記第3号様式）により双方通知するものとし、変更があった場合についても同様とする。なお、甲及び乙は、個人情報の保護に関する法律その他関係法令を遵守し、連絡体制表（別記第3号様式）を取扱わなければならない。

2 甲及び乙は、災害時等において被災地域や被災者の状況、物資の輸送路の状況等について、可能な範囲で情報交換を行うものとする。

(雑則)

第11条 本協定に定めのない事項及び本協定の解釈に疑義が生じた場合については、その都度、甲、乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第12条 本協定の有効期間は、本協定の締結日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間満了日から1カ月前の日までに甲乙いずれからも本協定の解消の申し出がないときは、本協定は同条件で1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

令和4年9月2日

甲 北海道石狩市花川北6条1丁目30番地2

石狩市長 加藤龍幸

乙 大阪府中央区今橋二丁目6番14号

関西ペイント株式会社

代表取締役社長 毛利訓士

別記第1号様式

年 月 日

実施要請書

関西ペイント株式会社

様

石狩市長

甲乙間で締結した令和4年9月2日付災害時における応急生活物資の供給に関する協定第2条の規定に基づき、次のとおり要請致します。

要請の理由	
物資の種類	
物資の数量	
引渡場所 担当者名	引渡場所 担当部署 担当者名
その他必要な事項	

実施報告書

石狩市長様

関西ペイント株式会社

甲乙間で締結した令和4年9月2日付災害時における応急生活物資の供給に関する協定第5条の規定に基づき、次のとおり実施内容を報告致します。

実施項目	
内容	
その他	
連絡先	(会社名記入) 担当者職氏名 TEL FAX

連絡体制表

甲：石狩市

		連 絡 先		
①	職氏名		TEL	
			FAX	
			E-mail	
②	職氏名		TEL	
			FAX	
			E-mail	
③	職氏名		TEL	
			FAX	
			E-mail	
④	職氏名		TEL	
			FAX	
			E-mail	

乙：関西ペイント株式会社

		連 絡 先		
①	職氏名		TEL	
			FAX	
			E-mail	
②	職氏名		TEL	
			FAX	
			E-mail	
③	職氏名		TEL	
			FAX	
			E-mail	
④	職氏名		TEL	
			FAX	
			E-mail	